

平成26年度 地域振興課重点施策概要

～ 元気で自立的な地域づくりを目指して ～

【基本方針】

持続可能で自立・安定した地域社会の実現を図るためにには、多様な主体の参画と協働により、地域資源を最大限に活用した地域づくり活動が必要です。

また、人口減少社会においては、地域の役割や特色を生かした県内外の地域との交流・連携を活発にしなければなりません。

美しい県土を次世代に引き継ぐためには、県土の総合的かつ計画的な土地利用を推進するとともに、適正な地価の形成が求められます。

地域振興課では、「地域振興に関する総合窓口」として、住民や市町村など地域の考え方を第一に、地域を支える市町村や住民などが協働して取り組む自主的・主体的な地域づくりなどの意欲ある取組を支援するとともに、地域内外との交流の促進、県土の合理的利用の推進を図るため、関係部局・機関と連携を図りながら、次の三つの施策を重点的に実施していきます。

- 1 元気ある地域づくりの促進
- 2 地域の活力創出のための移住・交流の推進
- 3 合理的な土地利用と適正な土地取引の推進

【重 点 施 策】

第1 元気ある地域づくりの推進

元気で魅力ある活気に満ちた地域社会を次代に引き継いでいくためには、地域社会の構成員が、ともにそれぞれの良さを活かしながら支え合う仕組み（地域協働）を構築するとともに、市町村が地域経営の主導的な役割を担いつつ、住民をはじめ地域の多様な主体の力を結集し、地域の可能性を最大限に引き出し、地域の輝きを創出していくことが求められています。

このため、地域を支える市町村や住民の意欲ある地域発の取組を支援するとともに、地域づくりの原動力である人材を、地域内はもとより地域外からも確保し、育成することにより、魅力あふれる元気な地域の構築を目指して積極的に取り組みます。

1 自主的・主体的な地域づくりの推進

地方分権の社会にふさわしい真に豊かな地域を築くために、基礎自治体である市町村や地域づくり団体、県が、それぞれの役割分担の下、「地域発 元気づくり支援金」などにより、創意と工夫ある地域づくりを進めるとともに、先駆的な取組を広く周知し、より一層の地域づくりの気運の向上を図ります。

また、広域圏ごとに設置した「地域戦略会議」において、地域の方向性や振興策を県と市町村が一体となって検討し、協働・共創により地域の課題解決に向けた取組を進めるとともに、定住自立圏の形成等、市町村が自主的に取り組む広域的な連携に対し、情報提供や助言等を積極的に行います。

2 地域づくり人材の確保・育成

地域の人々の主体的な活動の裾野を広げるため、地域づくりリーダーを現場での実践を通じて育成するとともに、地域づくり団体と協働し、団体同士の交流を進めます。

また、地域内で不足する人材を外部から確保するため、地域おこし協力隊や集落支援員、域学連携等の制度の活用促進を図るとともに、地域おこし協力隊員等がさらに活躍し、定着するための支援を行います。

3 過疎地域等の活性化の促進

地域の持つ豊富な地域資源を守り、育て、活かすことにより、住民が豊かなライフスタイルを充実させ、自信と誇りを持ち、安全・安心に暮らすことのできる活力に満ちた地域社会の形成に向けて、過疎地域自立促進市町村計画等に基づいて市町村が行う取組の推進のため、過疎対策事業債や補助制度を有効に活用できるよう支援します。

また、集落の維持・再生に向け、住民と一体となって行う市町村の取組に対し、関係部局・機

関と連携し、総合的な支援を行います。

長野県北部地震で被害を受けた栄村に対しては、中山間地域の復興の新たなモデルとなるよう、栄村復興基金や国の復興交付金などを効果的に活用し、村の震災復興計画が着実に実施できるよう支援します。

第2 地域の活力創出のための移住・交流の推進

本県では、移住者や交流人口の増加による新たな地域の活力創出を目指し、平成24年3月に策定した「移住・交流推進戦略」に基づき、市町村等と連携して、地域全体で移住者を迎える体制づくりに取り組んでいます。

このため、市町村はもとより地域の移住者・団体や民間企業との連携を一層強化することで県内外の受入体制の充実を図り、また移住希望者のニーズに応じた支援体制づくりや情報発信を推進することにより、さらなる移住者・交流人口の拡大に取り組みます。

1 県内外の移住者受入体制の充実と地域の人材活用

長野県への移住促進に向けて、三大都市圏の相談窓口における、移住希望者への丁寧な相談対応・情報発信に取り組むとともに、NPO法人ふるさと回帰支援センターとの連携による移住希望者へのきめ細かな案内を継続します。

県内の受入体制を強化するため、市町村や不動産団体と連携して、空き家活用・情報提供の仕組みの充実を図ります。また、地域の移住者や交流団体を「移住サポート人材」としてデータベース化し、地域ぐるみでの受け入れの仕組みづくりを進めます。

2 職に着目した支援体制づくり

移住を実現するためには、移住先での生活基盤の確保が大変重要となります。そこで、地域が要望する人材と支援情報を発信し、移住希望者が活躍したい職の分野において、地域とのマッチングを支援する取組を新たに展開します。

また、1ターン就職希望者の支援、地域おこし協力隊の確保、サテライトオフィスの誘致、就農や農ある暮らし希望者への支援といった他部局の職業確保に関する施策と連携し、移住希望者への就業支援に積極的に取り組みます。

3 移住希望者のニーズに応じた情報発信

三大都市圏における移住セミナー・相談会による情報発信の充実を図るため、これまでの取組に加えて、信州首都圏総合活動拠点（しあわせ信州シェアスペース（仮称））を有効に活用したセミナー等を開催します。

また、県内の道の駅を活用した移住相談会・現地体験ツアーを開催して、実際に長野県へ足を運び、暮らしの環境を体験してもらう機会を創出します。

さらに、JR東日本、八十二銀行、宅地建物取引業協会など、民間企業・団体との連携による取組を一層推進します。

第3 合理的な土地利用と適正な土地取引の推進

快適で暮らしやすいまちづくりの実現のため、計画的、総合的な県土の利用を確保し、適正で合理的な土地利用と土地取引の適正化を推進します。

1 総合的施策の推進

土地利用に関し、長期的かつ総合的な観点から調整が必要と認められる開発行為について情報を共有し、必要に応じ調整を行います。

2 計画的な土地利用の推進

県土利用について、計画的な土地利用の推進を図るため、「第四次国土利用計画（長野県計画）」及び「長野県土地利用基本計画（第四次改訂）」に基づき、適正な進行管理を行います。

3 土地取引の適正化

適正かつ合理的な土地利用を図るため、一定規模以上の土地取引について、国土利用計画法に基づき、利用目的の指導等を行うとともに、一般の土地取引に対し、地価調査の指標の提供により、適正な地価の形成を図ります。

4 公有地等の取得の調整

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、地方公共団体が公共用地等を円滑に取得できるよう、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買い制度の運用を進めます。

また、土地収用法に基づき、私有財産と公共の利益となる事業に必要な土地の調整を図ります。